

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島根県浜田市

## 2 構造改革特別区域の名称

ふるさとはまだ果実酒・どぶろく特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

島根県浜田市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 地勢

浜田市（以下「本市」という。）は、平成 17 年 10 月 1 日に旧浜田市、旧金城町、旧旭町、旧弥栄村及び旧三隅町の 5 市町村が合併し誕生しました。

本市は島根県西部の日本海を望む位置にあり、東西 46.4km、南北 28.1km、総面積は 690.69 km<sup>2</sup>で、東は島根県江津市、邑南町、西は島根県益田市、南は広島県に隣接しています。中国山地が日本海まで迫っているため、市の大部分は丘陵地や山地であり、まとまった平地には恵まれていない一方、切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然景観を有しています。

また、海上の拠点として重要港湾浜田港、特定第 3 種漁港浜田漁港を有するとともに、浜田自動車道、国道 9 号線、JR 山陰本線などの主要幹線が市域を横断している交通環境にあります。

### (2) 気候

気候は、日本海型気候に属しているが、対馬暖流の影響で比較的温暖な地域になっています。また、冬季の積雪も少なく、自然環境や居住条件に恵まれた地域です。令和元年の年平均気温は 16.4℃、最高気温は 35.5℃、最低気温は 1.0℃、年間降水量は 1,353.5mm となっています。

### (3) 人口

本市の総人口は、現在の市域となった平成 17 年 10 月 1 日の住民基本台帳人口は 63,527 人、以降減少傾向にあり、令和元年 10 月 1 日現在の人口は 53,582 人で、約 15%減少しています。

その一方で、高齢者の占める割合は令和元年 10 月 1 日現在で 36.61%と年々上昇しており、少子高齢化が進んでいます。

#### (4) 産業の動向

平成 28 年経済センサス（活動調査）による本市の産業別就業者総数は、25,674 人となっています。その割合は、第一次産業が 7.1%、第二次産業が 20.6%、第三次産業が 72.2%で、第三次産業が増加しています。

本市は、特定第 3 種漁港浜田漁港を有し、まき網漁業、沖合底曳網漁業を中心に漁業が盛んで、「あじ」「のどぐろ」「かれい」のブランド化を図っていますが、経営体数、就業者数は減少傾向にあります。

また、農業に関しては、平成 27 年農林業センサスによると、農家戸数 1,364 戸、就業人口（販売農家）1,650 人となっています。基幹作物は水稻で、その他有機野菜、西条柿・赤梨・ピオーネの果樹栽培も生産されており、新規就農者の育成に取り組んでいますが、依然高齢化による後継者・担い手不足が課題となっています。

平成 17 年の年間観光入り込み客数 1,833,233 人を起点とすると、平成 19 年の「石見銀山遺跡」世界遺産登録やしまね海洋館アクアスのシロイルカの TVCM 出演、高速道路無償化等の効果により横ばい傾向にありましたが、平成 25 年以降は、豪雨災害、他地域との競争もあり減少傾向にあり、令和元年は 1,499,065 人となっています。

平成 5 年に水産物を販売する「しまねお魚センター」が開業し、年間 30 万人の入込者がありましたが、観光環境、生活スタイルの変化の中、入込客が減少し令和元年 5 月に閉鎖しました。

現在、同施設を本市が譲り受け、浜田市公設仲買市場を併設した「山陰浜田港公設市場」として、令和 3 年 3 月の開業を予定しており、新たな本市の観光集客施設として期待されています。

その他、日本遺産に「北前船寄港地の外ノ浦（平成 30 年 5 月 24 日認定）」、島根県石見地方の伝統芸能の「石見神楽（令和元年 5 月 20 日認定）」が認定され、今後、観光資源として活用が期待されます。

#### 5 構造改革特別区域計画の意義

本市の弥栄地区（旧弥栄村）が、平成 17 年 11 月（第 9 回認定）にどぶろく特区となり、本市内では、弥栄と言えば「どぶろく」と言えるまで、どぶろくが地域の特産品として認知されています。また、平成 20 年 7 月に果実酒特区（市全域）が追加されました。

本市では、どぶろく特区の区域が市全域に拡大することにより、本市ならではの「浜田漁港で水揚げされる水産物」と地元農産品に、「どぶろく」という食材が加わり、交流人口の増加、地域の活性化が可能となります。また、既存の特定農業者間の交流や情報交換が行われることが期待され、特例措置の魅力を相互発信することが可能となります。

#### 6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置の活用で、市全域で農家レストラン等でのどぶろく、果実酒の特定酒類の提供が可能となることにより、新たな観光資源として、既存の観光資源に加わり、本市の特産品である鮮魚（のどぐろ、あじ、かれい）、塩干品等の水産物との相乗効果が期待されることから、新たな観光ツアー造成、滞在型観光客数等の交流人口の増加や観光消費額の増

加を目指します。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市では、日本遺産の「外ノ浦」、「石見神楽」の地域資源や、今後開業が予定されている「山陰浜田港公設市場」の活用が交流人口の増加に繋がるものと期待しています。

このような中、本特例措置のうち「どぶろく」の区域範囲を本市の全域に拡大することにより、他の観光資源と組み合わせり地域の魅力が増すとともに、市内の周遊性が高まることで、観光客の滞在時間の延長や交流人口の増加による地域活性化が期待できます。

また、交流人口の増加により販路拡大や地元で生産される農産物の消費拡大が期待されます。

### ○特定酒類の製造件数

項 目	平成 21 年度まで	令和元年度	令和 3 年目標
自家製による濁酒製造件数	4 件	2 件	3 件
自家製による果実酒製造件数	1 件	1 件	1 件

### ○交流人口の増加

項 目	平成 27 年	令和元年	令和 3 年目標
宿泊客数	261,903 人	237,352 人	250,000 人

資料：島根県観光動態調査

## 8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 特区内で開催されるイベントのタイアップとどぶろく祭り、西条柿祭りの推進

特区内で開催されるイベントはもとより、地域の伝統芸能である石見神楽や秋祭りに合わせて、祭事に共催する形で「どぶろく祭り」や「西条柿祭り」を催し、訪れた方々と交流を図りながら果実酒や濁酒でもてなすことにより、本市のファンの獲得と交流人口の拡大に努めます。

### (2) 事業主体支援の推進

特定事業推進のため、浜田市産業経済部及び商工会・商工会議所や西条柿生産者組合、食生活改善推進協議会などの関係各機関と連携して、平成 19 年 12 月に設立された、浜田市ツーリズム協議会を母体とし、①安定した経営②イベントへの参加③情報発信④酒と食（郷土料理）の研究⑤全国の果実酒や濁酒特区推進自治体とのネットワーク等の仕組みを体系的に構築して、事業推進のための体制づくりを進めます。また、島根県や公益財団法人ふるさと島根定住財団、農業委員会、地元自治会、NPO 等とも連携して、総合的に事業主体の支援を推進します。

このほか、事業主体間で、情報交換、研修、交流等を図ります。

(別紙)

## 1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「濁酒」という。）又は果実酒）を製造しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

### (1) 事業に関する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

### (2) 事業が行われる区域

島根県浜田市の全域

### (3) 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、特定酒類の提供を通じて地域の活性化を図るため特定酒類を製造します。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストランを営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類を製造する場合において、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となります。

農家等の事業者が観光客をもてなすうえで、特定酒類の提供が可能になることにより、地域特性を活かした交流に大きな魅力を加えることとなり、交流人口の拡大と農家所得の向上が期待されます。また、特定酒類製造への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることができ、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特区の適用が不可欠です。

なお、当該特定事業により特定農業者が酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされます。

本市は、無免許製造を防止するため制度内容の広報や周知を行うとともに、特定農業者が酒税法上の規定に違反しないよう、指導及び支援を行います。